

ときがわ町条例で定めている使用料

(令和2年4月1日現在)

●ときがわ町公民館条例(抜粋)

(使用料)

第7条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第一の区分に従い利用の許可を受けたとき納入しなければならない。ただし、別表第一の区分による超過利用の許可の場合であって、当日納入することができないときは、その翌日(その日が休日であるときはその翌日)に納入しなければならない。

2 前項の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき、又は管理者においてやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 談話室及び図書の閲覧のための図書室の利用については、使用料は徴収しない。

4 使用料は、同表のとおりとする。

(利用者の登録)

第9条 利用者は、別表第二に規定する年間登録料を納付して利用者の登録をすることができる。この場合において、登録を受けた者は当該登録を受けた期間については第7条第1項の規定にかかわらず、別表第一に規定する使用料を無料とする。

2 利用者の登録の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、期間の途中において登録をしようとするときは、別表第二に規定する年間登録料を納付するものとする。

4 既納の年間登録料は還付しない。

別表第1 (第7条関係)

(1) ときがわ町都幾川公民館

(単位:円)

室名	1階	2階			3階	
	視聴覚室	和室	会議室	研修室	講座室	
利 用 区 分	9:00~12:00	500	200	300	300	5,000
	13:00~17:00	700	300	500	500	7,000
	17:00~21:30	1,000	500	700	700	10,000

(2) ときがわ町玉川公民館

(単位：円)

室名		1階			2階		
		研修室	視聴覚室	会議室	講義室	和室	講堂
利用区分	9:00～12:00	300	500	300	300	200	4,000
	13:00～17:00	500	700	500	500	300	5,000
	17:00～21:30	700	1,000	700	700	500	7,000
	9:00～21:30	1,200	1,800	1,200	1,200	800	13,000

備考

- 1 利用区分時間を超える利用許可を得た場合の使用料は、当該超過時間につき1時間当たりの料金を乗じて算定する。この場合において、利用時間が1時間未満の端数があるときは、その時間を切り捨てるものとする。
- 2 町内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合の使用料は、2倍の額とする。

別表第2 (第9条関係)

(単位：円)

年間登録料	一般(高校生以上)	中学生以下
	1,200	600

備考

町内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者(法人その他の団体を含む。)が登録する場合の年間登録料は、2倍の額とする。

●ときがわ町体育施設条例(抜粋)

(使用料)

第 11 条 体育施設利用の許可を受けた者は、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。ただし、前条の規定により登録した会員は照明施設に係る使用料を除き無料とする。

2 教育委員会が特に必要があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用の許可を受けた者の責めに帰さない理由により体育施設を利用することができないときは、この限りでない。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
本郷第 1 球場	ときがわ町大字本郷 903 番地 1
本郷第 2 球場	ときがわ町大字本郷 926 番地
西平運動場	ときがわ町大字西平 945 番地 1
玉川運動場	ときがわ町大字玉川 882 番地
玉川中学校運動場照明	ときがわ町大字玉川 1385 番地 2
明覚小学校運動場照明	ときがわ町大字関堀 62 番地
萩ヶ丘小学校運動場照明	ときがわ町大字西平 1153 番地

別表第 2 (第 10 条関係)

(単位：円)

登録種別		年間登録料			
個人会員	町内在住・在勤者	児童・生徒	600	一般・学生	1,200
	町外居住者		1,200		2,400
ファミリー 特別会員	町内在住者	3,000			
	町外居住者	6,000			

注 1 「児童・生徒」の区分は、高校生以下の方が対象になります。

注 2 ファミリー特別会員は、1 家族 4 人まで登録できます。

別表第 3 (第 11 条関係)

(1) 一般的利用の場合の使用料

ときがわ町体育施設使用料

(単位：円)

施設名	種別	利用者別	使用料
本郷第 1 球場	照明施設	町内	30 分につき 500
		町外	30 分につき 1,000

	グラウンド	団体	半日につき 2,000
本郷第2球場	グラウンド	団体	半日につき 2,000
西平運動場	テニスコート	個人・団体	1面2時間につき 500
	グラウンド	団体	半日につき 3,000 ソフトボール1面 半日につき 2,000
玉川運動場	テニスコート	町内	1面につき半日 200
		町外	1面につき半日 400
		町内	1面につき1日 400
		町外	1面につき1日 800
	ソフトボール場 野球場	町内	1面につき半日 2,000
		町外	1面につき半日 4,000
		町内	1面につき1日 4,000
		町外	1面につき1日 8,000
玉川中学校運動場照明	照明施設	町内	30分につき 500
		町外	30分につき 1,000
明覚小学校運動場照明	照明施設	町内	30分につき 500
		町外	30分につき 1,000
萩ヶ丘小学校運動場照明	照明施設	町内	30分につき 500
		町外	30分につき 1,000

(2) 運動会、球技大会等これに類する利用の場合の使用料

(単位：円)

施設名	種別	利用者別	使用料
玉川運動場	テニスコート	町内	半日につき 2,000
		町外	半日につき 4,000
		町内	1日につき 4,000
		町外	1日につき 8,000
	ソフトボール場	町内	半日につき 5,000
		町外	半日につき 10,000
	野球場及び陸上 トラック	町内	1日につき 10,000
		町外	1日につき 20,000

●ときがわ町体育センター条例(抜粋)

(使用料)

第3条 ときがわ町体育センターを利用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、ときがわ町体育施設条例(平成18年ときがわ町条例第85号)第10条第1項の規定により登録した会員は、基本使用料を無料とする。

2 ときがわ町教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを減額し、又は免除することができる。

別表(第3条関係)

ときがわ町体育センター使用料

1 基本使用料

(単位:円)

種別		利用区分	団体			
			2時間当たり	個人 1時間30分当たり		
アリーナ	アマチュアの体育、スポーツ、レクリエーション等に利用する場合	全面	一般・学生	2,400	—	
			児童・生徒	1,200		
	アリーナ	バスケットコート 1面	全面	一般・学生	1,200	一般・学生 200 児童・生徒 100
				児童・生徒	600	
			ゲートボールコート 1面	一般・学生	1,200	
				児童・生徒	600	
			バレーボールコート 1面	一般・学生	800	
				児童・生徒	400	
			バドミントンコート 1面	一般・学生	300	
				児童・生徒	150	
卓球台 1台	一般・学生	200				
	児童・生徒	100				
その他の場合	全面	平日	3,600	—		
		土・日・休日	4,800	—		
トレーニングルーム		高校生以上	—	200		
会議室・研修室		一般・学生	300	—		
柔道場・剣道場	全面	一般・学生	600	200		
		児童・生徒	300	100		

2 割増使用料

1 町外居住者又は町外居住者を主たる構成員とする団体等が利用する場合	基本使用料の2倍	
2 アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用する場合以外の場合には基本使用料に、右記の算式で計算した金額を加算した金額とする。	平日	基本使用料×5
	土・日・祝日	基本使用料×10
	営利目的	上記算出額×5
3 入場料を徴収して体育施設を利用する場合には、基本使用料に、右記の算式で計算した金額を加算した金額とする。	1人1回最高入場料額×100	
4 時間超過使用料（上記1.2.3についてはそれぞれ加算された金額を基本使用料とみなす。）	1時間以内（10円未満切捨て）	基本使用料÷時間割別時間数

注 トレーニングルーム利用については、トレーニング講習会の修了者とします。

●ときがわ町玉川トレーニングセンター条例(抜粋)

(使用料)

第8条 センターを利用しようとするものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、ときがわ町体育施設条例(平成18年ときがわ町条例第85号)第10条第1項の規定により登録した会員は無料とする。

別表(第8条関係)

1 一般体育目的利用の場合の使用料

(単位:円)

区分		午前	午後	夜間	全日
体育室	全面	1,000	1,500	2,000	4,000
	バレーコート(1面)	500	800	1,000	2,000
	バドミントン(1面)	300	400	500	—
卓球室(1卓につき)		200	200	200	500
会議室		300	500	800	1,500

2 体育目的以外に利用の場合の使用料

(1) 一般的利用の場合

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	全日
体育室	10,000	15,000	25,000	45,000
卓球室	1,000	1,500	2,500	4,500
会議室	1,000	1,500	2,500	4,500

(2) 書展、絵画展、写真展、生花展等の文化活動に利用する場合

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	全日
体育室	5,000	7,500	12,500	22,500
卓球室	500	800	1,300	2,300
会議室	500	800	1,300	2,300

(注) 利用時間の区分は次による。

午前……9:00~12:00 夜間……18:00~21:30

午後……13:00~17:00 全日……9:00~21:30

●ときがわ町立小学校及び中学校体育施設使用条例(抜粋)

(使用料等)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、ときがわ町体育施設条例（平成18年ときがわ町条例第85号）第10条第1項の規定により登録した会員は、使用料を無料とする。

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

別表（第6条関係）

施設名	使用料
ときがわ町立明覚小学校運動場 ときがわ町立萩ヶ丘小学校運動場 ときがわ町立玉川小学校運動場 ときがわ町立都幾川中学校運動場 ときがわ町立玉川中学校運動場	1時間につき500円
ときがわ町立明覚小学校体育館 ときがわ町立萩ヶ丘小学校体育館 ときがわ町立玉川小学校体育館 ときがわ町立都幾川中学校体育館 ときがわ町立玉川中学校体育館	1時間につき300円
ときがわ町立都幾川中学校武道館	1時間につき300円

備考 町内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が過半数を占める団体等が使用する場合は、2倍の金額とする。

●ときがわ町文化センター条例(抜粋)

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第9条関係)

大ホール等の使用料

施設の種類		午前	午後	夜間	全日
大ホール (楽屋含む。)	利用区分	円	円	円	円
	平日	8,000	11,000	14,000	27,000
	土曜日	10,000	13,000	16,000	32,000
	日曜日 休日				
展示ホール		3,000	4,000	5,000	10,000
会議室兼小ホール		5,000	6,000	8,000	19,000

(備考)

- (1) 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- (2) 平日とは、火曜日から金曜日まで ((3)に規定する休日を除く。) をいう。
- (3) 休日とは、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日をいう。
- (4) センターの大ホール (楽屋含む。)、展示ホール、会議室兼小ホール (以下「施設等」という。) を利用する場合において、入場料その他これに類する料金 (以下「入場料等」という。) を徴収するとき (入場料等が2種類以上定められているときは、その最高額)、又は徴収しないがその利用が営利を目的とするとき、若しくは町内在住在勤者以外の者を主たる対象とするときの使用料は、この表の使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - ア 入場料が1,000円以上2,000円未満のとき 100分の50
 - イ 入場料が2,000円以上のとき 100分の100
 - ウ 入場料は徴収しないがその利用が営利を目的とするとき 100分の100
 - エ 町内在住在勤者以外の者を主たる対象とするとき 100分の50
- (5) 前号に規定するアからエまでが併合する場合の使用料は、それぞれの乗率で得た額の合算額を加算した額とする。
- (6) 利用に先立ち準備及び練習のため施設等を利用する場合の使用料は、所定の使用料の100分の50に相当する額とする。
- (7) 利用時間を超過して利用する場合は、超過時間1時間 (1時間未満の端数は30

分以上を1時間として算定する。)につき所定の使用料の100分の30に相当する額を加算する。ただし、午前から午後又は午後から夜間にわたって利用するときの中間時間の使用料は、徴収しない。